

# 練馬区立区民・産業プラザ区民協働交流センター団体登録要綱

平成26年1月6日

25練地第2138号

## (目的)

第1条 この要綱は、練馬区立区民・産業プラザ条例施行規則（平成26年1月練馬区規則第1号。以下「規則」という。）別表第1の1の表に規定する区民協働交流センターの団体の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (登録の要件)

第2条 登録を受けることができる団体は、町会・自治会、特定非営利活動法人、ボランティア団体等で公益的な活動を行う団体のうち、つぎの要件を全て満たしているものとする。

- (1) 団体の構成員が5人以上で組織されていること。
- (2) 練馬区内で活動する団体であること。
- (3) 特定の政党、政治活動または宗教に関わる活動をしていない団体であること。

## (登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、団体登録申請書（第1号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、町会・自治会、地区民生児童委員協議会、青少年地区委員会その他別に定める団体については、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 規約またはこれに準ずるもの
- (2) 団体情報シート
- (3) 活動計画書
- (4) 活動実績報告書
- (5) 会員名簿
- (6) 団体の会計に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める書類

## (登録の決定)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは登録承認通知書（第2号様式）により、適合しないと認めるときは登録不承認通知書（第3号様式）により、当該団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により登録を認める団体（以下「登録団体」という。）を区民協働交流センター登録団体名簿に登載する。

## (登録の有効期間および更新)

第5条 登録の有効期間は、前条の規定による登録の承認を行った日から、直近の有効期限までとする。

2 前項に規定する有効期限は、平成29年3月31日（以下「基準日」という。）を最初の有効期限とし、その後は、基準日から3年毎の3月31日とする。

3 登録の更新は、前2項の規定による有効期間満了の2月前から行うことができるものとし、更新手続は第3条の規定を準用する。

(登録内容の変更)

第6条 登録団体は、つぎの各号のいずれかに変更があった場合は、速やかに団体登録変更届(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の代表者名、住所および電話番号
- (3) 規約またはこれに準ずるもの
- (4) 団体の活動内容

(登録の取消)

第7条 区長は、登録団体がつぎの各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録取消しの申し出があったとき。
- (3) 不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 練馬区立区民・産業プラザ条例(平成25年6月練馬区条例第43号)第14条第1号および第2号に規定する行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が登録団体としてふさわしくないと認めたとき。

(登録団体の解散)

第8条 登録団体は、団体を解散した場合は、速やかに団体解散届(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月8日から施行する。